一般家庭における火災廃棄物搬入の申請手続きの流れ

一般家庭住宅の火災廃棄物(**※家財道具類のみ**)を市の処理施設へ自己搬入される場合は、**ごみ処理手数料が免除**になります。申請手続きの流れは以下のとおりです。

① り災証明書の発行

ごみ処理手数料の免除の申請を行う際、「手数料減免申請書」の添付資料 として、り災証明書の写しが必要なため、<u>川越地区消防組合から、り災証明</u> 書(提出先が「川越市役所」と記載のあるもの)を発行してもらいます。



② 立会い (現地確認) 日時の協議

市の職員、被災者及び搬入車両の運転者にて、現地立会いを行う日時を決定します。

※環境施設課管理担当(049-239-6901)までお問い合わせください。



③ 立会い (現地確認)

市の職員、被災者、搬入車両の運転者で、搬入できる家財道具類の確認や、 搬入時の注意事項の確認を行います。確認後、「手数料減免申請書」の記入 及び「手数料減免決定書」の交付を行います。

※り災証明書の写しを持参してください。



④ 火災廃棄物の搬入

次ページの「火災廃棄物(一般家庭)の受入及び搬入基準について」の内容をお守りいただき、搬入となります。搬入の際、「**手数料減免決定書」を持参してください。**なお、市の処理施設では、毎回の搬入時に受付を行っていただきます。被災された方が必ず受付を行ってください。

<問い合わせ先> 環境施設課 管理担当 電話:049-239-6901

一般家庭における火災廃棄物の受入及び搬入基準について

1. 受入対象

立会い(現地確認)の際に確認した火災廃棄物については、「川越市家庭ご みの分け方・出し方」を参照の上、分別にご協力ください。分別されていない 廃棄物は搬入できません。

なお、**市の処理施設に搬入できる火災廃棄物は、一般家庭住宅の家財道具類 のみとなります。以下のものは搬入できません**ので、専門の処理業者へ処理を 依頼してください。

●市の処理施設で処理できないもの

【建築物に由来するもの】

ブロック、コンクリートの破片、壁材、屋根材(スレート等)、瓦、 柱、はり、基礎部分、土・石、タイル、灰など

【家電リサイクル法等対象機器】

テレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機・衣類乾燥機、パソコンなど

【有害性、危険性のある適正処理困難物】

廃タイヤ、バッテリー、消火器、薬品、ピアノなど

●工場・商店・社宅等の事業系の火災廃棄物

2. 搬入日及び搬入時間

月曜日~金曜日(祝日、年末年始を除く)

8 時 40 分~11 時 30 分、12 時 45 分~15 時 30 分

※搬入物の種類や量によって、日時を指定させていただく場合があります。

3. 搬入先

●資源化センター:川越市鯨井 782-3/049-234-0530

【可燃物】寝具類、家具類(タンス等)、畳、布類など

●東清掃センター:川越市芳野台 2-8-18/049-223-2645

【不燃物】金属製品、家電製品(家電リサイクル法対象機器は除く)など

※搬入先は、立会い(現地確認)にて決定します。

4. 搬入車両及び台数

- ●2 t トラック(車両重量 5 t 未満、最大積載量 2.0~2.9 t の車両)まで
- ●各施設とも1日あたり2台(午前1台、午後1台)まで ※2tトラックより大きい車両での搬入はお断りします。
 - ※荷台のあおり板を追加して積載した車両の搬入は、お断りします。
 - ※搬入は、被災された方又は市の一般廃棄物収集運搬許可業者が行ってく ださい。

5. 注意事項

- ●車両の運転を他者に依頼する場合、搬入の際は、被災された方も搬入車両 に同乗してください (市の一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼する場合は、 同乗は不要です)。
- ●搬入日程等に変更があった場合は、搬入先の処理施設へ連絡してください。
- ●廃棄物の運搬時は、シートを掛けるなどの飛散防止措置をお願いします。
- ●車両からの廃棄物の荷下しは、搬入者にお願いしています。

この「火災廃棄物(一般家庭)の搬入及び受入基準について」を必ず お守りください。守られない場合は、搬入されても持ち帰りいただく ことになります。

<問い合わせ先> 環境施設課 管理担当 電話:049-239-6901